

一定以上の所得のある人(75歳以上の人など)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある人(75歳以上の人など)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 住民税非課税世帯の人は、基本的に1割負担となります。

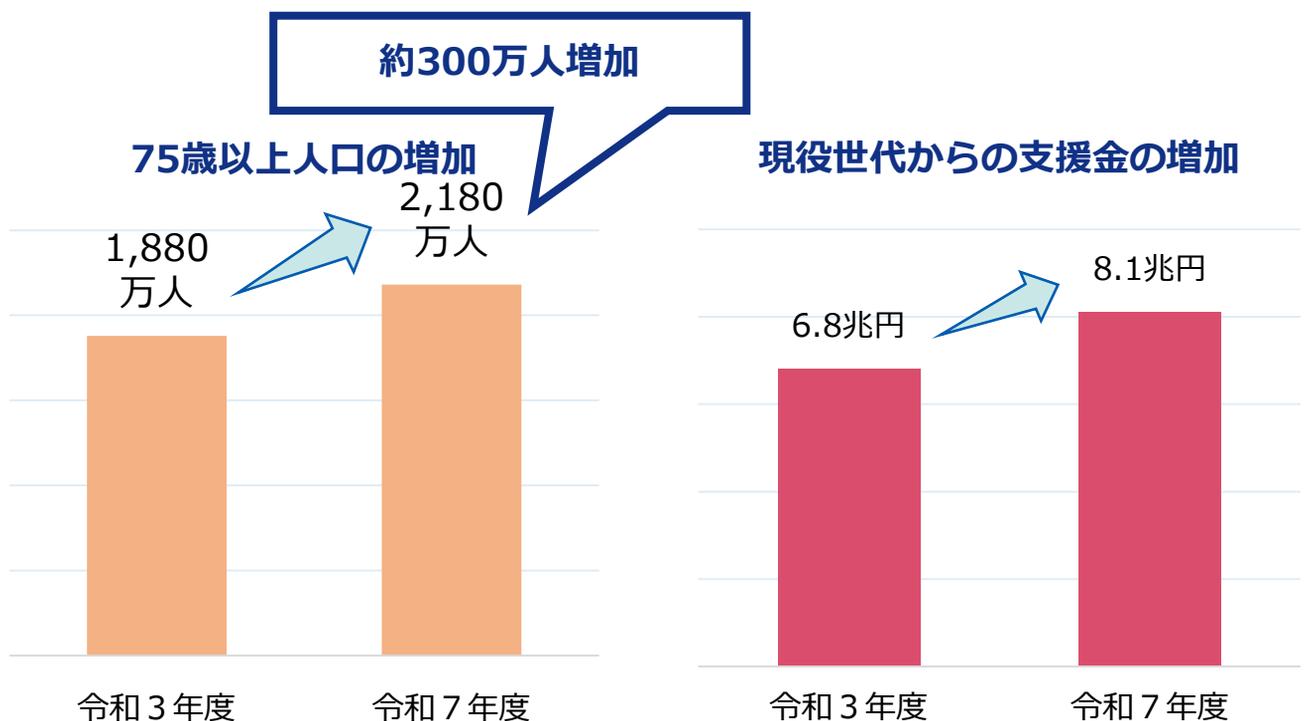
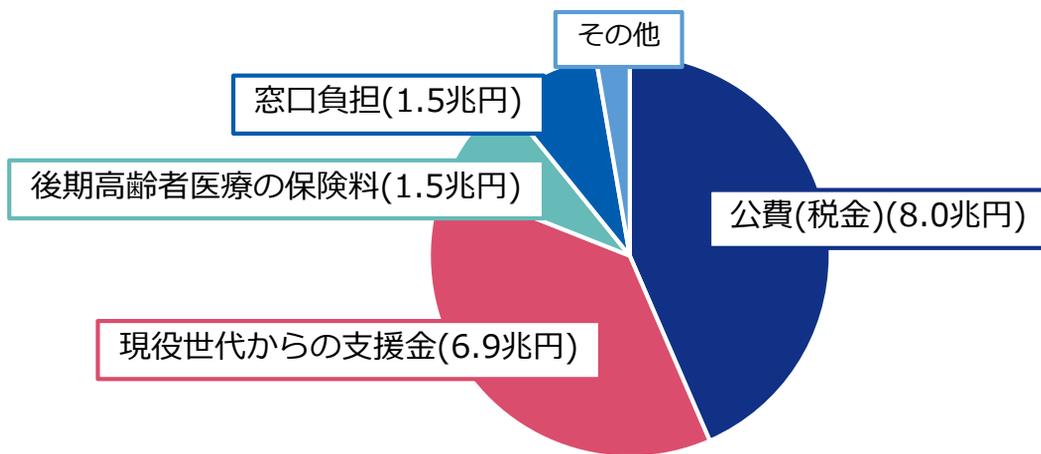
令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

被保険者全体の約20%

見直しの背景

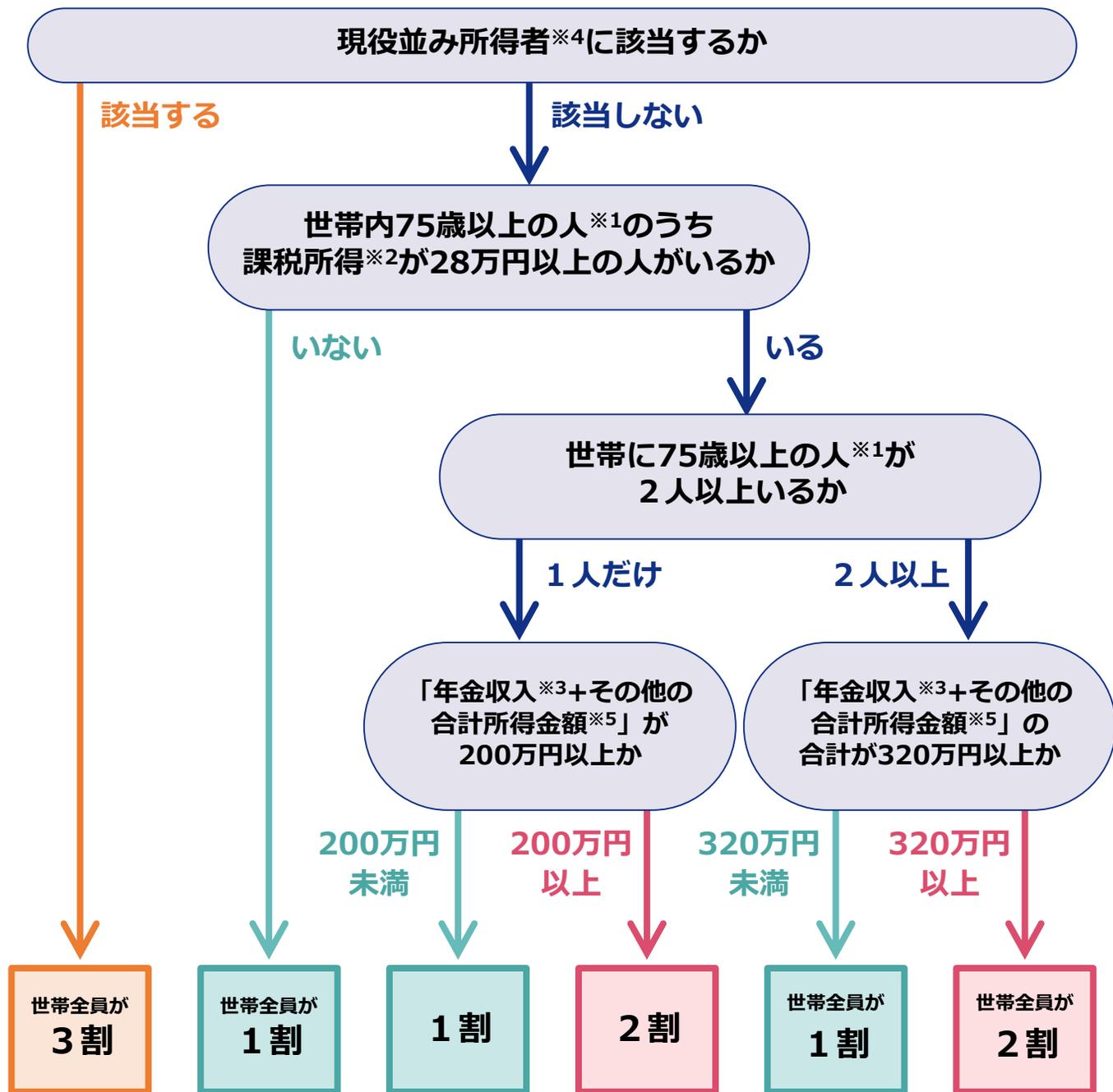
- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース



窓口負担割合 2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。
(令和3年中の所得をもとに、令和4年9月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証をお送りします)



※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の人(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む)

※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

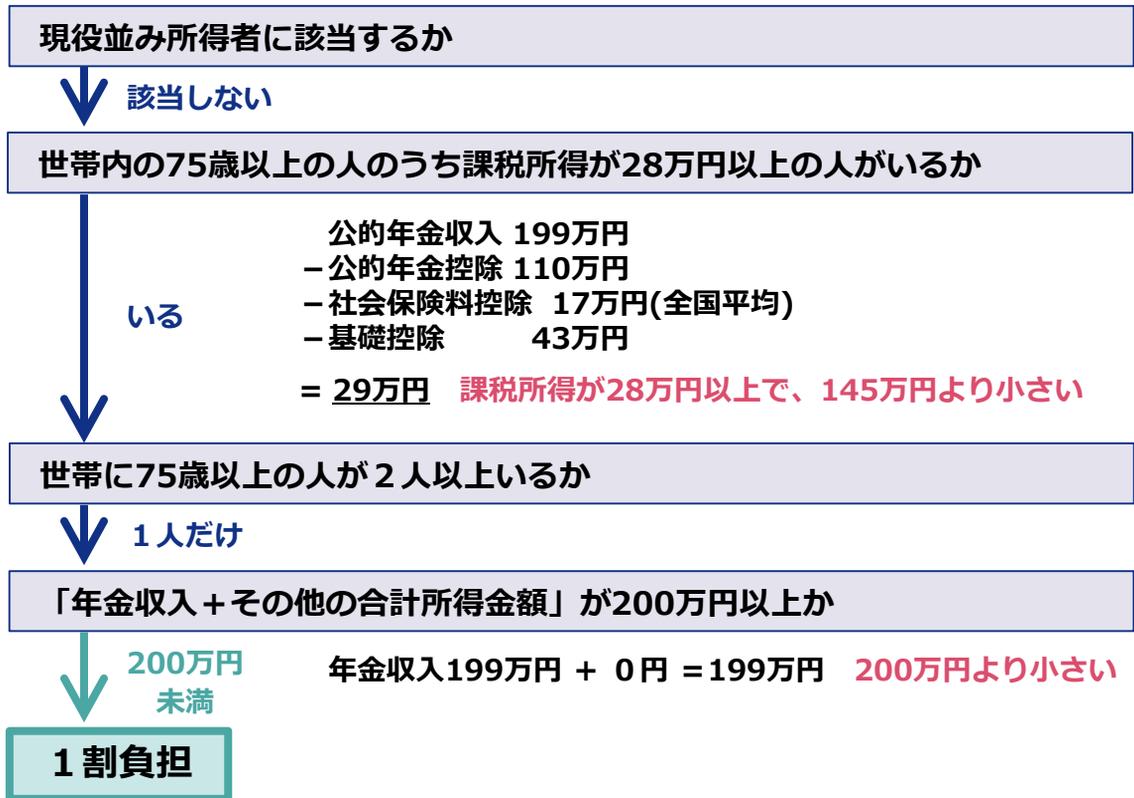
※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。

※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合 2 割のモデルケース

例 1 : 75歳以上の人 が 1 人の世帯で、公的年金収入199万円のみ、
社会保険料控除17万円の場合



例 2 : 75歳以上の人 が 2 人の世帯で、夫は公的年金収入250万円、社会保険料控除21万円、
配偶者控除38万円、妻は公的年金収入78万円の場合

